

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社内ソフトボール大会中の骨折は業務災害？

Q：社内ソフトボール大会の試合中、社員が足を骨折してしまいました。この場合、社員の骨折は業務上の災害となるのでしょうか。

A：ソフトボール大会が通常の出勤と同様に取り扱われ、出場しなかった人に対しては欠勤扱いとするなどの取り扱いとなっていない限り、業務上の災害と認められません。

【解説】

ソフトボール大会に出場して、そのことが原因で災害を受けた場合には、ソフトボール大会そのものが業務と認められなければ、そのケガは業務に起因したものと認められません。

ソフトボール大会など事業内の運動競技会への出場中に被った災害については、労働省の通達で、被った災害が、業務上災害と認められるには、次の条件をすべて満たすことが必要とされています。

- (1) 運動競技会に労働者を出場させることが、事業の運営に社会通念上必要と認められること。
- (2) 労働者がその運動競技会に出場することが事業主より強制されていること。

この強制されていると認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 運動競技会が事業所属労働者の全員参加により定期的に行われるものであること。
- ② 運動競技会出場当日は、通常の出勤と同様に取り扱われ、出場しない人については、欠勤として取り扱われるものであること。

